

平成 27 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会  
議事録（参考資料）

平成27年6月16日

○永木理事長 これより議事に入ります。

まず、議案第1号 平成27年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集について議題に供させていただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは議案第1号についてご意見、ご質問のある方、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○永木理事長 ご発言がなければ、質疑を終了させていただきます。議案第1号 平成27年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集については、原案どおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定いたします。

次に、議案第2号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の承認について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 説明は終わりました。議案第2号についてご意見のある方は、よろしくお願ひ申し上げます。

よろしいでしょうか。

○永木理事長 それでは、発言がなければ、質疑を終わらせていただきます。

議案第2号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の承認については、原案どおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定いたします。

次に、議案第3号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、議案第3号についてご意見、ご質問のある方は、よろしくお申し上げます。

よろしいでしょうか。

特にご発言がなければ、質疑を終了させていただきます。

議案第3号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦については、原案どおり決定し、木村純一評議員の後任の補欠の候補者として中川誠一氏を推薦するというご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 平成26年度事業報告及び計算書類等の承認について議題に供させていただきます。

まずは、事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 事務局の説明は終わりました。

引き続きまして、会計監査人をお願いしております太陽有限責任監査法人からご報告をお願い申し上げます。

○土居会計監査人 独立監査人の監査報告書につきましてご報告させていただきます。

221ページに独立監査人の監査報告書をつけさせていただいております。日付は平成27年5月29日付で、理事長宛てに提出させていただいております。本監査報告書でございますけれども、山括弧のついております財務諸表監査に対する監査の意見と、下に財産目録に対する意見と、この2つに対する意見表明をしております。そして、一番最後に、利害関係がないということの記載をさせていただいております。

では、監査報告書につきまして、読み上げさせていただきます。

まず、財務諸表監査でございます。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人新宿未来創造財団の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任。

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

続きまして、監査人の責任です。

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

続きまして、監査意見でございます。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

続きまして、財産目録に対する意見でございます。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人新宿未来創造財団の平成27年3月31日現在の平成26年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任。

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任でございます。

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見でございます。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

最後、利害関係でございます。

公益財団法人新宿未来創造財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はないという形でございまして、無限定の適正意見という形になっております。

以上でございます。

○永木理事長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、平成26年度事業報告及び計算書類等に関する監査報告及び平成26年度資金運用業務状況に関する報告を名倉監事をお願いいたします。

○名倉監事 平成26年度の公益財団法人新宿未来創造財団監事監査の報告をさせていただきます。資料の223ページでございます。

私たち監事3名は、財団監事監査規程第6条に定める監査事項につきまして、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人から業務の執行状況について報告を受け、また必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、平成26年度事業実績報告書、計算書類並びに附属明細書等を受領し、これらの書類について監査いたしました。

監査の結果、事業は法令及び定款等に従って適正に実施されていることを認めます。理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。会計の処理及び財務の管理につきましては、会計原則に基づく処理がなされており、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めます。

続きまして、225ページ、平成26年度の資金運用業務状況の報告でございます。

財団資金運用規程第9条3項におきまして、理事会は少なくとも年2回または必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとして規定されております。これに基づきまして、平成26年度の資金運用の業務状況についてご報告させていただきます。

現在運用中の資金である定期預金や債券につきまして、通帳や残高証明書に基づいて、その運用状況を確認いたしました。その結果、規程に則った適切な資金運用業務が行われていることを確認いたしました。

以上でございます。

○永木理事長 それぞれのお立場からご指導賜りまして、まことにありがとうございました。  
それでは、質疑に入らせていただきます。議案第4号についてご意見、ご質問のある方は  
お願いいたします。

○酒井理事 12ページの特徴的な事業で、講座・講演会の成果指標達成率が200%、舞台芸術  
鑑賞の達成率200%となっている点について伺います。舞台芸術の方は、恐らく大ホールを  
使ったの見込みだから、特段200%であろうと、見込みが低かったということになるのでし  
ょう。しかし、講座・講演会の200%は、24ページを見ると、実は参加者数が募集人員より  
少ないのも結構あります。トータルで200%を超えているということは、混んでいる講座・  
講演会の参加者にご満足いただいているのでしょうか。ご迷惑をかけていないのでしょうか。

○守谷学芸課長 講座・講演会については、こちら新宿歴史博物館の講堂で通常、机を30台設  
置し、60名という参加者の想定をしております。ただし、最近では申込者が多数来ておりまし  
て、できるだけ参加いただく機会をつくろうということで、間に机や椅子を入れますと、90  
席、椅子だけにしますと、120席用意できます。できるだけ参加の機会を優先させようとい  
うことで、多くの人数を受け入れるようにさせていただいております。  
講座数も予定している数より増えてきているところです。結果的に今回は200%というこ  
とになりました。

以上です。

○酒井理事 200%に対する評価は、大勢集まったから良かったと、そういう評価なのですか。

○守谷学芸課長 成果指標としては、参加者の数を見てやっております。その意味では、良い  
という感触を持っております。

○酒井理事 定数が割れている講座数と定数を超えた数は何対何ですか。定数が満杯になっ  
ていない講座がありますね。それと、定数を超えている講座がありますよね。何対何ですか。

○守谷学芸課長 大体割合としましては、定数に満たない講座は2割程度になるかと思いま  
すが、先ほど申し上げたように、それに加えて当初予定していない講座とかも入っております  
ので、その分の人数はプラスという形になっております。

○永木理事長 もう一回質問してくれませんか。

○酒井理事 講座で定数を落としている講座と定数を超えている講座があります。で、どこか一発ヒットしたから、200%です、良い成果ですと言えるのですかと申し上げている。

○高橋管理担当事務局次長 ご指摘いただいたとおり、まだまだ定員数に達していない講座もありまして、引き続き見直しあるいは精査といったものも必要であろうと考えております。参加者数というのは一定の目安になるものとしてこの成果指標に設定はしてございますが、これが到達したからといって、それだけに満足することなく、例えば歴史関係の事業でありましても、より歴史の普及に資するような事業をこれからも考えていくことが財団の使命と思っておりますので、そういった視点で見直しはまた随時かけていきたいと思っております。

○酒井理事 よろしく申し上げます。特に私が気になるのは、古文書講座みたいな講座でぎゅうぎゅうに詰められて、満足していただけているのかという点です。かなり勉強してきて、古文書をもっと勉強したいという人が、ぎゅうぎゅうの中でその講座を受講するというところで、満足していただいているのなら良いのですが、そうでないと、人を集めるだけ不満足になってしまうので、財団が考えていることと違うことになるかと嫌だなということを申し上げておきます。

それから、ぜひとも、このパーセンテージだとかこういう話になってしまうので、成果指標の考え方につきまして、人数ではなくて、やっている講座に占めるそれぞれの講座の満足度調査なりをしないと一概に言えないような講座になってきてしまうのではないかなということを取りあえず申し上げさせていただきます。

○永木理事長 ありがとうございます。

後に審議する業績係数との関係も出てくるのですが、いわゆる満足度調査をやっている。定員や予定数ではなくて、実際に入った人数と、オーバーしているものと少ないものがある。もう一方で業績係数の方で出している満足度というのがある。今の質問は、その辺のところを総合的に見て、我々がきちんと評価しないといけないと思います。

○高橋管理担当事務局次長 一定の指標といたしましてこの受講者（参加者）数を挙げておりますが、決してそれだけで事業を評価すべきではないといったことは我々も認識しております。個別の事業でアンケートをとっておりますので、そういった声を参照しながら、実施回数、やり方といったものを随時見直していきたいと考えております。

それから、先ほど、理事長からもご発言がありましたが、次の議案で触れさせていただきますが、今回、業績係数についてもこの後ご紹介させていただきます。その中で業績係数の対象項目一覧といった表を付けてございます。ちょっと先に進みまして、議案第5号の資料をごらんいただければと思います。詳しい内容についてはまた後ほどご説明させていただきますが、事業別に、どういった項目でこの事業を評価しているのかといったことを表にして

おります。この中で財源別に、補助事業、自主事業、指定管理事業、受託事業といった形で分類しております。全体的な事業の評価といたしましては、満足度というのが、利用者の皆様からのアンケートをこの業績係数の算定に用いて反映させていただいているということをまずご説明させていただきます。

○永木理事長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○酒井理事 もう1点だけ、よろしいでしょうか。207ページの貸借対照表の(3)その他固定資産で投資有価証券の欄があります。増減で1億マイナスになっているのですが、これはどういうことでしょうか。

○高橋管理担当事務局次長 為替リンク債の償還がございましたので、この仕分け上、投資有価証券から現金の方に移しているといった処理の結果でございます。

○酒井理事 わかりました。ありがとうございます。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にご意見がないということで、議案第4号について、発言がなければ、原案どおり承認するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定させていただきます。

次に議案第5号 平成26年度業績係数の決定について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、議案第5号について、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○加賀美副理事長 自主事業の中の5号事業費の3番に地域文化ネットワークの推進がありますけれど、成果指標の目標値は140%で、実施回数が当初の予定より増えました。一方で、予算の執行率は43.6%。リーフレット作成をしなかったとか、消耗品を購入しなかったということで執行率が低かったと思うのですが、では実際に参加者なりの満足度はどうだったのか。満足度のところに丸印がついていないので、この部分は推し量っているのかどうかかわ



からないのです。これから、例えばリーフレットをもっと更新していった方が良いのか、実施回数は当初目標よりも良いのか、この方向性はどのように考えていくのかという点については、どのようにお考えですか。

○守谷学芸課長 この事業につきましては、基本的に外部の団体とのおつき合いの中でやっております。例えばリーフレットについても、要望があったら、スタンプラリーをやらなくてはいけない。そういったところに充てるために予算の措置はさせていただいています。しかし、昨年度の場合はそういった予算の執行にはつながっておりません。特に参加者を募集するものではなかったため、今回のこの業績係数の満足度の調査には当てはまらないということで、その部分を入れていないという評価になっております。

○加賀美副理事長 他の美術館とか、博物館とネットワークを組んでいますよね。

○守谷学芸課長 はい。

○加賀美副理事長 では、特に満足度というところではなく、ネットワークを強化していきましようとか、今まで以上に情報を共有化していきましようとか、参加している団体の思いとか、満足度とかでは全然量らなくていいのですか。

○高橋管理担当事務局次長 ただいまご指摘の点でございますが、今回のこの業績係数の制度は、いわゆる区民参加型の事業について、満足度をアンケートで調査し、評価に算入させていただいております。ご指摘の地域文化ネットワークについて、団体の皆さんがどのように考えているのかといったことは、当然のことながら、我々財団の職員が情報交換をしながら、先ほどお話しに出たような、リーフレットの印刷といったことを進めさせていただき中で、一定のご理解、満足いただいているものと考えております。ただ、確かに現在、指標化するといったことができおりませんので、今後こういった地域との関連をより重視するといった観点では、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○加賀美副理事長 歴史博物館が主導的役割、地位というのは果たしてもらいたいと思いますので、効果測定を含めて、しっかりやってもらいたいなと要望しておきます。

○小柳常務理事 我々は地域の中のコーディネーターという役割も担っていると自負しているわけですが、参加された団体同士のつながり、ネットワークをつくっていくという意味では、この事業は大変有意義であったと考えています。ただ、それを数値化して表現するというのはなかなか難しいところがございますが、これについては、今後少し研究しまして、本当にこういう効果が上がったことについての指数を出せるようなことを検討してまい

りたいと思っています。

○永木理事長 我々はPDCAサイクルというのを大事にして運営していかなくてはいけないので、ただ単なる満足度というのではなくて、我々の自己評価などもしっかりしたものをつくって、今のご質問に答えられるように、工夫しましょう。

○小柳常務理事 はい。

○永木理事長 ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○白井理事 次回というか、来年度でよろしいですけど、この利用者数の年齢層について、果たしてこの年齢層が満遍なく全ての区民になっているのか、偏りないのか、その辺を知りたいとちょっと思っていて、内訳を出して報告いただきたいなと思っております。

○高橋管理担当事務局次長 おっしゃるとおり、例えば参加者数一つとっても、伸びている部分と伸びていない部分もございます。どういった年代の方が伸びているのか、そこに偏りがないのかといったことは、課題として私どもも認識しているところでございます。アンケートのとり方につきましても、現在、項目の見直し等に着手しておりまして、今いただいたご意見も踏まえながら、より良い事業を展開できるように研究する材料を集めてまいりたいと考えております。

○永木理事長 ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。  
特にご質問がなければ、質疑を終了させていただきまして、議案第5号 平成26年度業績係数の決定について、原案どおり決定するというごことでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第6号 平成27年度事業計画及び収支予算の補正について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 説明は終わりました。

議案第6号についてご意見、ご質問のある方は、よろしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

特にご質問もございませんので、議案第6号 平成27年度事業計画及び収支予算の補正については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定させていただきます。

以上で議案は終了するわけですが、この際、何かご意見等がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

特にないようですので、以上で議事を終了させていただきます。

○永木理事長 それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

<以下、報告事項等は省略>